

## 議案第42号

### 東小金井北第1自転車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成25年7月24日提出

小金井市長 稲葉孝彦

#### 記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 東小金井北第1自転車駐車場  
位置 小金井市梶野町五丁目2番
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター  
所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号
- 3 指定の期間  
平成25年8月1日から平成28年3月31日まで

#### （提案理由）

東小金井北第1自転車駐車場に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

## 議案第42号資料

### 公益社団法人 小金井市シルバー人材センターの概要

- 1 設 立 昭和55年12月1日
- 2 役員数 理事19人、監事2人
- 3 会員数 1,169人（平成25年7月1日現在）
- 4 職員数 12人（平成25年7月1日現在）
- 5 設立目的 小金井市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、小金井市からの援助を受けて運営されている公益社団法人である。企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する媒体であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とする。
- 6 事業実績
  - (1) 駐輪場管理事業
  - (2) 広報配布事業
  - (3) 家事援助・育児支援事業
  - (4) リビングサポート事業
  - (5) 除草事業
  - (6) 出張ヘアカット事業
  - (7) 植木剪定事業
  - (8) 自転車保管所管理事業
  - (9) ふすま事業
  - (10) 自動車運転事業
  - (11) 筆耕事業
  - (12) リサイクル事業
  - (13) 手工芸事業
  - (14) 教室事業
  - (15) パソコン事業
  - (16) 市主催の敬老会運営支援業務